

第6回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年12月25日 (火) 午後2時00分～3時00分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (13人)

2番 太内田 栄 二	3番 源 田 竹 志	4番 林 郷 ケイ子
5番 長根山 裕 也	6番 坂 本 幸 治	7番 舘 野 栄 子
9番 大粒来 清美男	10番 軒 保	11番 北 村 卓 也
12番 下 田 博 美	13番 馬 場 賢 一	14番 塩 倉 健 一
15番 高 城 健 一		

4 欠席委員 (2人)

1番 間 澤 智 子 8番 川 崎 和 志

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (11人)

上小路 鉄 也	浜 道 智	高 谷 直 樹	安 藤 健 吉
坂 澤 勉	山 道 慶 蔵	川 原 由次郎	林 郷 永 吉
下権谷 由 雄	下谷地 信 子	塩 倉 康 美	

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	佐々木 安 武
主 任	佐々木 えり子
主 任	滝 谷 光 成
主 事	中 里 利 則

8 会議の概要

- 議長 ただ今から、第6回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め13人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番 北村委員、12番 下田委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認め、両人を指名します。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 それでは、議事に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番までを一括上程いたします。詳細について事務局から説明いたさせます。
○事務局 議長。
○議長 局長。
○事務局 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番から番号3番について、ご説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 158㎡であります。
権利区分は 贈与、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 田 5,437㎡、畑 9,974㎡、計15,411㎡で、農業従事者は、2人です。
譲渡人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、田 15,987㎡、畑 21,577㎡、計37,564㎡であります。
申請事由は、親戚から譲り受け耕作しようとするものであります。
当該土地への現地調査は、平成30年12月17日に △△委員、△△推進委員により行っております。
お手元の 総会提出資料 1ページから4ページをご覧ください。

1 ページは 位置図と現況写真であります。写真は申請地の北東側から写したものであります。2 ページは 公図、3・4 ページは 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないと思われるものであります。

番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 196 m²であります。

権利区分は 贈与、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 自作地 田 15,987 m²、畑 21,577 m²、計 37,564 m²で、農業従事者は、2人であります。

譲渡人の住所は、〇〇市〇〇〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、畑 196 m² であります。

申請事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作できないため、弟に贈与しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成30年12月17日に △△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 5 ページから 8 ページをご覧ください。

5 ページは 位置図と現況写真であります。写真は 申請地の北西側から写したものであります。6 ページは 公図、7・8 ページ は 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

番号3番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 991 m² であります。

権利区分は 売買、譲受人の住所は、洋野町〇〇字〇〇 〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 自作地、畑 27,125 m²、農業従事者は、3人であります。

譲渡人は、持分2分の1、住所は、〇〇市〇〇〇番〇号、〇〇 〇〇 氏、持分2分の1、住所は、〇〇市〇〇〇 〇番 〇〇 〇〇 氏、経営面積は、畑 17,739 m² であります。

申請事由は、耕地拡大のため買受けるものであります。

当該土地への現地調査は、平成30年12月17日に、△△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 9 ページから 12 ページをご覧ください。

9 ページは 位置図と現況写真であります。写真は申請地の西側から写したものであります。

10 ページは 公図、11・12 ページ は 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

以上、説明といたします。 よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。

番号1番及び番号2番について、△△推進委員、お願ひします。

○△△推進委員 △△農業委員と共に12月17日に、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

はじめに番号1番ですが、この申請地は、農地を相続した譲渡人がこの農地の近くに住んでいる分家の譲受人に使用させていたものを贈与するものです。

なお、現地は一部作付けするなど農地として適正に管理されていまして、許可しても問題ないと思ひます。

次に番号2番ですが、この申請地は、農地を相続した譲渡人が遠隔地に住んでいるため、農地

の管理が十分できず、隣の農地の所有者で、この申請地を管理していた弟に贈与するものです。

なお、現地は作付けされておりましたが、草刈りをして適正に管理されていまして、許可しても問題ないと思います。

以上、報告とします。

○議長 はい、ありがとうございます。次に、番号3番について、△△推進委員お願いいたします。

○△△推進委員 第3条申請、〇〇、〇〇さんから〇〇さんです。△△農業委員と共に12月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、農地を相続した譲渡人たちが遠隔地に住んでいるため耕作できず、隣の農地の所有者である譲受人が牧草の耕地拡張のため売買するものです。

なお、現地は作付けされておりましたが、農地として復元できる状態でありましたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 ただ今、現地調査の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。何かお聞きしたいことはありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番を一括上程いたします。詳細について、事務局から説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 3ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました 農地法 第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたって、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 2,332㎡を、〇〇市〇〇〇 〇-〇 〇〇 〇〇 氏が、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏から、賃貸借により小規模太陽光発電設備用地 ための 工鉱業用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成30年12月17日に、△△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 13ページから20ページをご覧ください。

13 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の北西側から写したものであります。14 ページは公図、15 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、16 ページは配置図、17 ページは展開図、18 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から〇〇に約〇mの位置にあり、〇側、〇側を水路、〇側、〇側を田に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないものと考えます。

19 ページ、20 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第2種農地に分類されます。転用目的が太陽光発電施設用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、申請人は、〇〇地区が比較的降雪の少ない地域であることから太陽光発電施設の建設に適しているため、同地区内で土地の選定を行っていたものですが、南側に障害物がなく日照時間が確保できることや、申請地近くに東北電力の電力柱があることから 接続が容易であること、必要面積を確保できること等を勘案し選定したもので、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

次に、番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番、地目 田、面積 356㎡の内 217.65㎡、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番、471㎡の内 143.55㎡、合計2筆 361.2㎡を、〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏が、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、〇〇〇〇氏から使用貸借により携帯電話無線基地局建設に係る 資材置場・作業スペース用として、その他施設用地に一時転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成30年12月17日に、△△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 21 ページから 27 ページをご覧ください。

21 ページは 位置図と現況写真で、写真は申請地の北東側から写したものであります。

22 ページは公図、23 ページは 申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、24 ページは配置図、25 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から〇に約〇kmの位置にあり、〇側、〇側を田、〇側を原野、〇側を町道に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はなく位置的な問題はないものと考えます。

26～27 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地に分類されます。転用目的が携帯電話無線基地局建設に係る資材置場・作業スペースのための一時転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、携帯電話無線基地局の設置位置であるため、建設工事のための作業用地として適しており、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

次に、番号3番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 畑、面積 550㎡を、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇氏が、〇〇〇区〇〇〇番〇、〇〇 〇〇氏から売買により資材置場として、その他施設用地に転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成30年12月17日に、△△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 28 ページから 33 ページをご覧ください。

28 ページは 位置図と現況写真で、写真は申請地の南西側から写したものであります。

29 ページは公図、30 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、31 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、○○から ○に約○mの位置にあり、○側を畑、○側、○側を宅地、○側を公衆用道路に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はなく位置的な問題はないものと考えます。

32～33 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第2種農地に分類されます。転用目的が資材置場のための転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えます。

また、申請地の選定につきましては、道路に面した平坦地で、造成等の必要もなく、周囲は宅地化しており、他の農用地等への支障もないため選定したもので、当該土地以外に適地はなく代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。

番号1番について、△△推進委員、お願ひします。

○△△推進委員 △△農業委員と共に12月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、長年休耕している農地に太陽光発電所を設置し、地上権設定のため農地転用するとのことです。

現地は草刈りをして適正に管理されておりましたが、今後においても耕作する見込みがなく、農業後継者もいないことから、農地の形状を変えずに設置する太陽光発電所として21年間貸付けすることにしたとのことです。

今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。次に、番号2番について、△△推進委員、お願ひいたします。

○△△推進委員 △△農業委員と共に12月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、○○会社の携帯電話である○○の携帯電話無線基地局建設のため、平成31年2月から4月まで、工事期間中の作業用地や資材置場などとして一時転用するとのことです。

今回の一時転用の申請につきましては、工事完了後は、基地局の柱スペース以外は現況に復旧して耕作が可能な状態に戻すとのことでありますので、これまでと同様に耕作を行うことができるものと考え、許可しても問題ないと思ひます。

なお、基地局の柱スペースの永久転用については、許可が不要の案件であるため、農業委員会に許可申請は提出されないとのことでございました。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。次に、番号3番について、△△推進委員からお願ひします。

○△△推進委員 △△農業委員と共に12月17日に、申請地の現地確認を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲渡人の宅地に隣接する農地で、譲受人が経営する豚舎用の「スノコ」など、資材の保管場所として使用するため、農地転用の申請をすることにしたとのことでした。

譲渡人はこの土地を親戚に貸して2～3年前まで耕作させていましたが、仕事の都合で町に戻ることが無くなったため、隣の宅地と一緒に売り渡すことにしたとのことでした。

なお、今回の転用申請については、豚舎で使用する前の資材を保管するとのことであり、現地の周囲に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。今、一時転用ということもできてまして、ある期間を決めて、そして、そこに資材なりを置いて、終わった後は、現状復帰という説明がございました。一時転用でございます。

現地調査の報告が終わりました。これより質疑を行います。何か、ご意見、ご質問等ございませんか。

○△番 はい、議長。

○議長 はい、△△委員。

○△番 1番の件に関してなんですけども、実際に申請が認められれば地目はどのように変わるのかと、21年間借りるということなんですけども、その後は、農地に戻るのかそのままなのか、他の用途に戻るのか、というのはどうなんでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 まず、1番目の質問で地目はどのようになるのかということですが、地目については、おそらく雑種地になるのではないかと思います。2番目の質問ですが、21年間借りた後にどうするのか、ということになるんですが、基本的には一時転用以外は、永久転用ということになりますので、一時転用につきましては最大3年間ですね、それ以上、農地転用を続ける場合には、永久転用という扱いになりますので、農地に復元するのか、それとも違う用途で使用するのか、ということまでは、農業委員会は追跡しなくても良いということになると思います。

○△番 もう一つ聞いておきたいんですけど。

○議長 はい、△△委員。

○△番 例えば、太陽光の設備を設置して、業者が撤去するという義務があるというのは契約書にうたわれているのでしょうか。そのまま置いてるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 契約書まではうちの方には提出はされないんですけども、ただ県等の会議でもよく話題になることで、撤去については一応業者でもつようにということの内容にはなっていると聞いています。以上です。

○事務局 今回の場合は、小規模なものでありますが、大規模、1メガといいますか、1000キロワット以上のものになれば、町との協定を結んで、事業化を進めるという形でやっております。その際に、協定書の中で、21年間終わったら、その部分は更地に戻しますよとか、そういった部分等の取り決めはしております。ただ、小規模な部分はそれに該当しないので、あとは本人とのやり取りという形になるかと思っております。

○議長 よろしいですか。

○△番 はい。

○議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について利用権設定、番号1番から番号9番を上程いたします。

なお、番号9番は、農業委員 △番 △△委員が代表を務める〇〇〇〇の案件になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、先に番号1番から番号8番までを審議、採決し、その後、番号9番の審議、採決を行うことと致します。

詳細について、事務局より説明願います。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書5ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定9件の審議をお願いするものであります。

なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料34ページにありますので、後刻ご覧願います。

議案書6ページから7ページは農用地利用集積計画総括表であります。利用権設定9件となっております。詳細につきましては、8ページからの1.各筆明細で説明いたします。

利用権設定 番号1番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、〇〇〇町〇〇 〇-〇、利用権を設定する土地、洋野町〇〇字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 50,021㎡であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成40年12月31日までの10年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、現金払によるものであります。

9ページ、10ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書11ページをお開き願います。

利用権設定番号2番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、〇〇〇市〇〇 〇-〇 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番、地目 畑、面積 17,786㎡であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成30年12月28日、存続期間は平成40年12月27日までの10年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、現金払によるものであります。

12ページ、13ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

なお、当該地は未相続地となっておりますので、法定相続人からの同意書が提出されております。

次に、議案書14ページをお開き願います。

利用権設定番号3番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 4,156㎡、洋野町〇〇第〇地割〇番、地目 畑、面積 14,637㎡、合計2筆、18,793㎡であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成36年12月31日までの6年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、現金払によるものであります。

15ページ、16ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書17ページをお開き願います。

利用権設定番号4番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 3,741㎡、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 2,959㎡、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 1,914㎡、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 2,928㎡、合計4筆、11,542㎡であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成36年12月31日までの6年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、現金払によるものであります。

18ページ、19ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書20ページをお開き願います。

利用権設定番号5番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 13,355㎡、洋野町〇〇第〇地割〇番、地目 畑、面積 2,032㎡、合計2筆、15,387㎡であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成36年12月31日までの6年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、現金払によるものであります。

21ページ、22ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書23ページをお開き願います。

利用権設定番号6番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積

7,804 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 12,617 m²、合計2筆、20,421 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成31年12月31日までの1年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、口座振込によるものであります。

24ページ、25ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書26ページをお開き願います。

利用権設定番号7番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積8,184 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 1,416 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 3,166 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 10,231 m²、合計4筆、22,997 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成31年12月31日までの1年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、口座振込によるものであります。

27ページ、28ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書29ページをお開き願います。

利用権設定番号8番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積6,212 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 1,895 m²、合計2筆、8,107 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は使用貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成35年12月31日までの5年間であります。

30ページ、31ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

以上、説明といたします。よろしくお願いいいたします。

○議長 詳細説明が終わりました。

これより、利用権設定番号1番から8番について、質疑を行います。何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から8番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、利用権設定番号1番から8番は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 △番 △△委員は、退室願います。

(△△委員退室)

○議長 次に、利用権設定番号9番を上程いたします。

詳細については、事務局より説明願います。

○事務局 議案書32ページをお開き願います。

利用権設定番号9番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地○、利用権を設定する者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地、利用権を設定する土地、洋野町○○字○○ ○番、地目 畑、面積7,910㎡であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年1月1日、存続期間は平成40年12月31日までの10年間、賃借料は10a当たり○○円、支払方法は現金払によるものであります。

33ページ、34ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

以上説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定番号9番について、質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号9番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、利用権設定番号9番は、原案のとおり決定いたしました。ここで、△番△△委員の入室を許します。

(△△委員入室)

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局 議案書35ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号6番までの6件について、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった6件のうち、権利を取得した事由は、5件が相続、1件が時効取得であります。

また、あっせん希望の有無については、番号4番が畑のみ一部有、それ以外は 無で 提出されております。

関係資料は、総会提出資料35ページから41ページとなっておりますので、後刻、ご覧願います。

以上、報告といたします。よろしく お願いいたします。

○議長 これより質疑を行います。何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、終わります。

.....
○議長 これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第6回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。